

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、長野県や松本市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行います。また、それ以外の建造物についても、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行います。

歴史的風致形成建造物の維持・管理は所有者又は管理者等が行うことを基本に、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告などの規定を活用して適正な維持・管理を図ります。また、維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復元することを基本とします。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図ります。

### 2 個別事項

#### (1) 県、市指定文化財

県及び市指定文化財は、建物の外見及び内部ともに現状保存を基本とします。これらの建造物の維持・管理、公開活用のための保存修理や防災上の措置を講ずる場合には、文化財的価値を維持するため、調査に基づく修理・復元を基本とし、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施することとします。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減を図ります。

#### (2) 登録有形文化財及び景観重要建造物

登録有形文化財の建造物及び景観重要建造物については、外観の保持・保存を基本とします。建造物の維持・管理、公開活用のための保存修理や防災上の措置を講ずる場合には、文化財的価値を維持するため、調査に基づく修理・復元を基本とし、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施することとします。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減を図ります。

#### (3) その他保全の措置が必要な建造物

指定等文化財でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や景観重要建造物、市指定文化財又は市登録文化財として指定・登録するように努めます。これらの建造物の維持・管理は、外観の維持・保存を基本とします。

### 3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為は以下の場合とします。

- (1) 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 長野県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく長野県宝について、同条例第 13 条第 1 項に基づく現状変更の届出を行った場合及び同条例第 14 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- (3) 松本市文化財保護条例第 3 条に基づく松本市重要文化財について、同条例第 16 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 17 条第 3 項に基づく修理の届出を行った場合
- (4) 松本市文化財保護条例第 6 条に基づく松本市登録文化財について、同条例第 16 条第 3 項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (5) 景観法第 19 条に基づく景観重要建造物について、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合